

平成 22 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 ヤマハ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 梅村 充  
(コード番号 7951 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員広報部長 三木 渡  
(03-5488-6601)

## 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 4 月 27 日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年 6 月 26 日開催の当社第 183 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。当社は、旧プラン導入後も、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における買収防衛策の在り方について引き続き検討を重ねてまいりました。

旧プランは、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の当社第 186 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結後、最初に開催される当社取締役会終結の時をもって有効期間が満了することになりますが、旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 22 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を改定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）である旧プランを、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、一部改定のうえ、更新する（以下、「本更新」といい、改定後のプランの内容を「本プラン」といいます。）ことといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

本プランにおける旧プランからの主な変更点は、本プランに係る手続として株主意思確認総会の手続を明記したこと（具体的には、取締役会は所定の場合に株主意思確認総会を招集して、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することとし、この場合、取締役会は株主意思確認総会の決議に従うものとしたこと）、新株予約権無償割当ての要件について整理を行ったこと、独立委員会の検討期間について見直しを図ったこと、近時の法改正や買収防衛策をめぐる動向を踏まえて所要の変更を行ったこと等です。

なお、上記取締役会においては、社外取締役を含む全取締役が出席し、本更新につき全員一致で承認可決されております。また、社外監査役を含めた監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。さらに、本更新につき、当社の独立委員会委員の全員一致の賛成を得ております。

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉である、楽器等のハードウェアを主体としたメーカービジネスと、音楽教室等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携、伝統技術と最先端技術の集積及びそれらを融合する製品開発力、高い品質・コストパフォーマンスの実現と安定的な商品供給を可能とするグローバルな生産体制及びグローバルな販売網による顧客密着のマーケティング活動、独自の価値創造を推進する研究開発活動とヤマハデザイン、事業活動を担う人材の長期的な確保・育成と、積極的なCSR活動（社会貢献活動）等を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 当社グループの企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 当社グループの企業価値の源泉について

当社は、高品質な商品、サービスを継続して提供していくことが、当社グループが企業の存在価値と位置づける「お客様の満足」につながり、新しいお客様と出会える道であるとの考えのもと、『顧客主義』と『高品質主義』を譲れない価値観として掲げ、グループ全体の成長と企業価値向上に努めてまいりました。

このように当社グループが『顧客主義』と『高品質主義』を追求し、企業価値向上を図

るうえで、特に重要と考える事項は以下のとおりであります。

楽器等のハードウェアを主体としたメーカービジネスと、音楽教室等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携

当社は、主力事業である楽器事業において、音楽教室や各種音楽イベントの実施をはじめとする音楽普及活動及びアーティストの演奏活動支援やアーティストが求める理想の音づくりへの協力等のアーティストリレーション活動等が、メーカーとしてのハードウェアビジネス推進に不可欠なものと考えております。このような認識のもと、当社グループは、内外の取引先、音楽関係者との信頼関係を通じてこれらの諸活動を積極的に展開してまいりました。また、著名なアーティストがヤマハの楽器を愛用し、そのアーティストから信頼され支持されるということが、高品質な楽器のブランドイメージを生み出しており、これらの活動とそれを支える人的資源の統合こそが、当社グループの企業価値の最大化に繋がる重要な要素と考えております。

伝統技術と最先端技術の集積及びそれらを融合する製品開発力

当社グループは、ピアノ・管楽器等のアコースティック楽器における音づくり・クラフトマンシップと、電子楽器や音響機器等のエレクトロニクス機器における音源技術やデジタル・ネットワーク技術の融合により、演奏する楽しみや音楽の喜びを身近にする新しい楽器・音響機器を開発してまいりました。1世紀以上にわたる楽器メーカーとしての繊細なものづくり技術の蓄積と、先進エレクトロニクス技術をあわせ持ち、それらを融合するという当社グループ独自の先進的な製品開発体制こそが、他社との差別化を実現し、競争力の高い製品開発を可能にする重要な要素と考えております。

高い品質・コストパフォーマンスの実現と安定的な商品供給を可能とするグローバルな生産体制及びグローバルな販売網による顧客密着のマーケティング活動

当社グループは、他社に先駆けて積極的に海外事業を展開しております。海外に13箇所の製造拠点を展開し、高品質なものづくりとコスト競争力の強化を図りながら、安定的な商品供給を可能にする生産体制を構築しております。また、当社グループは、海外に28箇所の販売・サービス拠点を展開しており、このグローバルネットワークを活かして各国において顧客との強固な信頼関係を築くことを通じ、ヤマハブランドは海外においても高い知名度を有しています。当社は、今後とも、グローバルな事業展開が、当社グループにおける安定した収益体質の構築と顧客満足度の向上に大きな役割を果たすものと考えております。

## 独自の価値創造を推進する研究開発活動とヤマハデザイン

当社グループ独自の価値創造を支える基盤はグループ内に蓄積された技術開発力であり、これをより一層強化するため、当社グループは、R&D（研究開発）に対して積極的な資源投入を行ってきております。当社は、専門分野に通暁した質の高い研究開発人材は当社グループの企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えており、引き続き、その確保・育成を図ってまいります。また、当社グループは、常に新鮮な感覚で近未来を見据えたコンセプトのもとに斬新なプロダクトデザインを生み出しております。ヤマハデザインと呼ばれるその独自性や高い意匠性は、世界的にも高く評価されております。当社は、このヤマハデザインによる独自の顧客訴求力が当社グループの競争優位性をさらに向上させることに繋がっており、継続的な企業価値向上の原動力となっていると考えております。

事業活動を担う人材の長期的な確保・育成と、積極的なCSR活動（社会貢献活動）  
当社は、上記各事業活動を担う従業員を長期的に確保・育成していくことが極めて重要であり、従業員がその能力を最大限に発揮し、成長していくことが企業価値・株主共同の利益の源泉を構成していると考えております。また、当社は、CSR活動（社会貢献活動）を、『企業理念に則り、事業を持続的に発展させ、本業で培った技術や保有する資産を活かして多様なステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めながら、新たな感動と豊かな文化を創りつづけること』と見え、地域社会や文化への貢献、資源の効率的活用や環境負荷低減を追求した製品の開発・生産、森林の再生等、当社グループならではの活動を推進しております。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

### (a) 企業理念

当社は、「感動を・ともに・創る～音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。」を企業目的として掲げ、経営の効率化を追求し、グローバルな競争力と高水準の収益性を確保するとともに、コンプライアンス・環境・安全・地域社会への貢献等、企業の社会的責任を果たすことにより、企業価値・ブランド価値の向上に努めております。その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行うことにより、効率的かつ透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

当社は、株主、顧客、従業員、地域社会それぞれのステークホルダー間の利益バランスを考慮した経営に努めております。それぞれのステークホルダー間の利害を適切に調整しながら、各ステークホルダーの満足度を高めつつ、企業価値の最大化に向け努力をしております。

(b) 中期的な経営方針

平成 22 年 4 月から開始した新中期経営計画「Yamaha Management Plan 125」(以下、「YMP125」といいます。)では、その策定にあたり、当社グループの経営ビジョン『ヤマハが目指す姿』を掲げるとともに、事業領域の再定義を行い、中長期的な経営の方向性を明確にしました。今後は、経営資源を集中してブランド価値を高める「コア事業」とそこで生み出されたコア・コンピタンス(当社独自の価値を創造する技術、スキル、ノウハウ、資産、ブランド等)を活用して成長を図る「関連事業」で事業の組み立てを行います。また、メーカーとしての「モノ」事業と並行して、当社グループが得意とするシステム・サービスやコンテンツの提供を行なう「コト」事業を育成してまいります。当社は、YMP125を「成長基盤構築フェーズ」と位置づけ、コア事業に経営資源を集中して、新たな成長の芽を育てるとともに、経営構造改革を継続して推進することで強固な成長基盤の構築を図ってまいります。

『ヤマハが目指す姿(中長期的な当社グループの経営ビジョン)』

- ・ 「信頼と憧れのブランド」となる。
- ・ 「音・音楽」をコアとする。
- ・ 「モノ」と「コト」の両輪で成長する。

事業領域の再定義

- ・ 「コア事業」 「楽器・音楽・音響」に関わる事業  
(楽器・音響機器、AV機器、音楽教室、音楽ソフト)
- ・ 「関連事業」 「コア・コンピタンス」を活用する事業  
(サウンドネットワーク、ゴルフ用品、半導体、FA・自動車用内装部品、英語教室、レクリエーション)

上記の経営ビジョンを実現するため、YMP125において次の施策に取り組んでまいります。

- ・ 中国市場、新興市場での成長加速  
市場に適合した商品の開発・投入と販売網の拡充に重点的に取り組みます。併せて、楽器演奏人口の拡大を図るため、ヤマハ音楽教室に加えて、現地嗜好に即したローカルプログラムを開発・導入してまいります。
- ・ 先進国市場での商品戦略によるマーケットシェア拡大  
消費の二極化、「こだわり志向」と「低価格志向」に対応した商品開発を進めます。独自の技術と感性で革新的な製品を開発し、「こだわり志向」のお客様の多様な価値観を充足してまいります。一方、品質を確保した上で、お客様が目的をはたすために必要な基本性能に絞った値頃感のある商品を、「低価格志向」のお客様に提供してまいります。

- ・ 需要動向に合わせた最適生産体制の構築  
 日本・中国・インドネシアの3生産拠点体制の役割・機能を明確にして、ピアノ、管楽器を中心に更なる生産構造改革を進めてまいります。
- ・ 「コト事業」でのビジネスモデルの構築  
 従来のヤマハ音楽教室とともにグローバルで様々な「機会」と「場」をお客様に提供することにより楽器演奏人口の拡大を進めてまいります。また、ミュージックエンタテインメント事業では、当社グループのIT技術を活用したインターネットビジネスの拡大、新人アーティストの育成等に努めてまいります。
- ・ 「音」領域での新規ビジネス創出  
 半導体事業では、音源と画像で独創的なデバイスを開発して、他社との差別化を図るとともに、中国市場の開拓を進めます。また、防音室等「音環境」ビジネス、調音パネル等「音空間」ビジネスの事業化に取り組んでまいります。

(c) 利益還元の方針

当社は、連結自己資本利益率の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・販売投資・設備投資等経営基盤の強化のために適正な内部留保を行なうとともに、連結業績を反映した配当を実施することを基本方針としております。

(d) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題ととらえ、積極的に取り組んでおります。

まず、9名の取締役で構成される当社の取締役会は、当社グループの戦略立案、部門執行のモニター・指導等、当社グループ全体の経営機能を担っております。また、当社はガバナンス機能を強化するため社外取締役1名を選任しており、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行について、社外取締役から、異なる分野での経営経験に基づく客観的なアドバイスを得ています。当社は、その経営責任を明確にするために、取締役の任期を1年にしております。

次に、当社は、当社グループの経営機能・事業執行機能の強化を目的として、執行役員制度を採用しております。執行役員は、機能別にグループ化された各部門のうち、経営上の主要テーマを担う部門に配置されています。特に、取締役を兼務する執行役員は、複数部門の統括を担当し、当該担当部門の業績に対して責任を負い、その機能が最大化されるよう適切に指揮・命令を行っております。

さらに、当社の監査役は5名（うち、社外監査役3名）であり、常勤監査役には、業務監査及び会計監査の相当性についても的確な判断ができるよう、財務・会計の知見を有する者が就任しております。また、社外監査役には、客観的な視点からの公平・公正な監査を可能とするため、独立性を有する専門家（弁護士、公認会計士、企業経営経験者）が就任しております。当社の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と緊密な連携

を保ちながら監査業務を遂行しております。

加えて、当社は、内部監査部門として内部監査統括室を設置し、当社における事業活動全般にわたり、管理・運営体制及び業務遂行の状況を適法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づき代表取締役に対し情報提供及び改善・合理化への助言・提案等を行うとともに、監査役及び会計監査人との連絡・調整を密に行うことにより、監査効率の向上に努めております。

その他、当社は、コンプライアンス委員会、CSR委員会、役員人事委員会の3委員会からなる「全社ガバナンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、企業の社会的責任と法令遵守の経営を追求するために、グループ横断的な活動を推進しております。CSR委員会は、法令を超える自主設定基準を追求することにより、自発的社会貢献を目指す活動を行っております。役員人事委員会は、役員候補者選任の透明性・公平性を高めるため、当社の取締役、監査役及び執行役員の各候補者の選定を行い、その他将来の役員候補者の人材育成プログラム、役員報酬体系の検討も行っております。

当社は、上記の各取組みをとおして当社グループのガバナンス機能の強化を図り、実効性の向上に努めております。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### (1) 本更新の目的

本更新は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記 1.「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載した基本方針に沿って、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件になされるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えています。本プランは、当社株式の大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止することを目的としております。

なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付けの提案を受けている事実はありません。平成 22 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1「大株主の状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）」のとおりです。

## (2) 本プランの概要

### (a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する買付等（下記(3)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下、同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（その詳細については下記(3)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

### (b) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

### (c) 独立委員会の利用及び株主意思の確認

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会（本更新当初に予定されている独立委員会の委員は別紙3のとおりです。以下、「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については下記(3)「本プランに係る手続」(g)をご参照下さい。以下、かかる株主総会を「株主意思確認総会」といいます。）新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

### (d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

### (3) 本プランに係る手続

#### (a) 対象となる買付等

本プランは、次の 若しくは に該当する買付その他の取得、若しくはこれに類似する行為、又はこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が 20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付者等は、予め本プランに定められる手続に従っていただくものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

#### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、及び企図されている買付等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

#### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に

<sup>1</sup> 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

対して交付いたします。買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、買付者等による買付等の方法等の事情も考慮のうえで当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたとえ、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者、買付者等を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、法令遵守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）

買付等の目的、方法及び具体的内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行可能性等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容並びにそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇・対応方針

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

#### (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、下記 で定める独立委員会検討期間内において適宜回答期限（以下、「取締役会検討期間」といいます。）を定めたとえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じ。）その根拠資料、及び代替案その他独立委員会が適宜必要と認

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

#### 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものを含まず。）を受領してから原則として最長で 90 日が経過するまでの間（但し、下記(e)に記載する場合には、原則として 30 日間を超えない範囲内で当該期間を延長することができることとします。以下、「独立委員会検討期間」といいます。）上記に従い取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領したうえ、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付け等の内容を改善させるために必要であれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

#### (e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

##### 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下、「発動事由」といいます。）のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。なお、独立委員会は、当該勧告にあたり、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告をすることができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなっ

た場合

- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合

本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付等が発動事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき旨の新たな勧告をすることができるものとします。

独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（但し、原則として30日間を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告等を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に従い株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、当該実施に関し株主総会の承認を予め得べき旨の留保を付した場合、又は(ii)取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び同期間が延長された事実・その理由・延長される期間を含みます。）独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(3)「本プランに係る手続」(e)のとおり、買付等の下記の要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買占め、その株券等につき当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買

付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法・その適法性、買付等の実行可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」といいます。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社

取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みません。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、原則として1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者<sup>11</sup>、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者<sup>12</sup>、(iv)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者<sup>13</sup>(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

<sup>11</sup> 「特定大量保有者」とは、原則として当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量保有者」に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>12</sup> 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量買付者」に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとし、

当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、

(6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間（以下、「有効期間」といいます。）は、平成 25 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(7) 本プランの廃止及び修正・変更

本更新後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは金融商品取引

所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実（後者については修正・変更内容も含む。）その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(8) 法令の改正等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、平成 22 年 4 月 28 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、本プランの条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

上記 3.(3)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議をした場合であっても、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいてはこれを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得することがあります。これらの場合には、1 株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、割当対象株主の皆様の口座への当社株式の振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力の発生するまでに、これらの必要書類をご提出いただいたうえで、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 個の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3.(5) 「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値に関する希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、割当対象株主の皆様の口座への当社株式の振替に必要な情報をご提出いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。

### (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されるものであること

本更新は、上記 3.(1)「本更新の目的」にて記載したとおり、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本更新は、上記 3.(1)「本更新の目的」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認決議の決議がなされることを条件としてなされるものです。

また、上記 3.(3)「本プランに係る手続」(g)にて記載したとおり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することができるものとされています。

さらに、上記 3.(6)「本プランの有効期間」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、上記 3.(7)「本プランの廃止及び修正・変更」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記 3.(3)「本プランに係る手続」(e)にて記載したとおり、本プランの発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされています。また、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 3.(3)「本プランに係る手続」(e)及び 3.(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する

ための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記 3.(3)「本プランに係る手続」(d)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3.(7)「本プランの廃止及び修正・変更」にて記載したとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 大株主の状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

大株主	持株数（千株）	持株比率（％）
ヤマハ発動機株式会社	10,326	5.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,154	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,636	4.89
三井住友海上火災保険株式会社	8,918	4.52
株式会社みずほ銀行	8,779	4.45
株式会社静岡銀行	8,349	4.23
住友生命保険相互会社	7,300	3.70
日本生命保険相互会社	6,482	3.29
株式会社みずほコーポレート銀行	5,775	2.93
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,030	2.04

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、平成 25 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従うものとする。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - 当該買付等が本プランの発動の対象となる買付等への該当性の判断
  - 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - 独立委員会検討期間の設定及び延長
  - 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - 買付者等との交渉・協議

代替案の提出の要求・代替案の検討

本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を得ることの  
要否の判断

本プランの修正又は変更に係る承認

その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事  
項

当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下、同じ。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

## 三浦州夫氏

[略歴]	昭和 54 年 4 月	裁判官任官
	昭和 63 年 3 月	裁判官退官
	昭和 63 年 4 月	弁護士登録（大阪弁護士会入会） 清木尚芳法律事務所勤務
	平成 9 年 4 月	河本・三浦法律事務所設立 現在に至る
	平成 15 年 6 月	当社社外監査役 現在に至る
	平成 20 年 6 月	旭情報サービス株式会社社外監査役 現在に至る

## 喜多村晴雄氏

[略歴]	昭和 58 年 9 月	アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所入所
	昭和 62 年 3 月	公認会計士登録
	平成 14 年 8 月	喜多村公認会計士事務所開設 現在に至る
	平成 16 年 6 月	ローム株式会社社外監査役 現在に至る
	平成 21 年 6 月	当社社外監査役 現在に至る

## 伊藤邦雄氏

[略歴]	昭和 59 年 4 月	一橋大学助教授
	平成 4 年 4 月	同大学商学部教授
	平成 14 年 8 月	同大学大学院商学研究科長・商学部長
	平成 16 年 12 月	同大学副学長
	平成 18 年 12 月	同大学大学院商学研究科教授 現在に至る